

令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務
プロポーザル募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務

(2) 業務の目的

関西圏在住で一次産業に関心を持つ層や、地方移住を通じて自然と関わる働き方・暮らし方を求める層を対象に、高知県内の一次産業の担い手募集情報や求人情報、高知での暮らしの魅力を発信するフェアを開催することで、県内の一次産業への就業促進および高知県への移住促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別途定める「令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務仕様書(案)」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで

2. 見積限度額

3,742千円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務」プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、審査委員会を設置する。

4. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と(一社)高知県UIターンサポートセンター(以下「センター」という。)は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。14日以内に交渉が整わない場合は、次点者が、改めてセンターと交渉を行うこととする。

5. 資格要件

参加者の資格要件は次の各条件を満たしていることとする。また、次の各要件を満たしている事業者との共同提案や、次の各要件を満たしている事業者に業務の一部を再委託することを前提とした提案も可能とする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び消費税、地方消費税を滞納していないこと

6. 説明会

日 時：令和 8 年 4 月 27 日（月）15 時

開催方法：オンライン開催（Zoom を使用）

※説明会への参加希望者は、センターのメールアドレス（問合せ先参照）あてに

令和 8 年 4 月 23 日（木）17 時までに申込みを行うこと（会社名、参加者名、メールアドレスを記載すること）。

※複数のアカウントで参加する場合は、申込時に Zoom の URL を送付するメールアドレスを記載すること。

※当日は画面をオフにし、URL 送付時に指示された名前で参加すること。

7. 質疑と回答

質疑は令和 8 年 4 月 30 日（木）17 時までに別紙様式 1 により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくは F A X、電子メールで受け付ける。F A X と電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和 8 年 5 月 1 日（金）17 時までにホームページに掲載する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

E メール：office@iju-jinzai.kochi.jp（すべて半角小文字）

ホームページ：http://www.iju-jinzai.kochi.jp

8. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者から、参加申込書類一式（次表）の提出をもって受け付ける。

[提出書類、様式及び提出部数等]

| 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|----------------------------------------|------|------|
| 参加申込書（別紙様式2） ※共同提案の場合、共同提案者一覧も提出のこと | A4 縦 | 1部 |
| 法人概要書（別紙様式3） ※共同提案の場合、共同提案者一覧も提出のこと | A4 縦 | 1部 |

(1) 参加申込書

①提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和8年5月7日（木）17時（必着）

③提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階
（一社）高知県UIターンサポートセンター 安田、西森
TEL：088-855-6648

(2) 資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月8日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（センターの休業日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（センターの休業日を除く。）以内に書面により回答します。

9. 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務に関する企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

10. 審査

別途定める「令和8年度 農・林・漁×しごとくらしフェア 2026 開催等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

11. 審査結果

審査結果は、令和8年6月1日（月）までに、センターホームページにて公開する。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づき対処するものとする。

ホームページ：<https://www.iju-jinzai.kochi.jp>

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程
https://www.iju-jinzai.kochi.jp/?page_id=156

12. 日程（予定）

- 4月17日（金） 募集開始
- 4月23日（木） 説明会参加申込締め切り（17時締め切り）
- 4月27日（月） オンライン説明会（15時から）
- 4月30日（木） 質疑締め切り（17時締め切り）
- 5月7日（木） 参加申込締め切り（17時締め切り）
- 5月26日（火） 企画提案書提出締め切り（17時締め切り）
- 5月29日（金） 審査委員会（プレゼンテーション）
- 6月1日（月） 審査結果通知

13. 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（センター及び審査委員会での使用に限る。）する。
- （3）提出された企画提案書は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規程により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を記入のうえ別紙様式4により提出すること。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同規程に基づきセンターが客観的に判断する。

- （4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14. 問合せ先（質疑書、参加申込書の送付先）

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階
（一社）高知県UIターンサポートセンター 担当者：安田、西森
TEL：088-823-9336
FAX：088-855-7764
Eメール：office@iju-jinzai.kochi.jp（すべて半角小文字）

15. その他

- （1）参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- （2）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- （3）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、センター職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ④社会通念上、契約にふさわしくないと考えられる事態が生じた場合